

(前のページより続き)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令(財務六)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同七、八)

○関税法施行規則の一部を改正する省令(同九)

○外国為替に関する省令の一部を改正する省令(同一〇)

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一五)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(同二六)

○日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令(同二七)

○臨床工学技士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働一)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(同二)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令(文部科学・経済産業一)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働五五)

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同五六)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五七)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同五八)

○厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令(同五九)

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同六〇)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六一)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六二)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同六三)

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同六四)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六五)

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六六)

○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(同六七)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同六八)

○社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部を改正する省令(同六九)

○雇用保険法等の一部を改正する法律省令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令(同七〇)

○歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(同七一)

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産二四)

○農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令(同二五)

○農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二六)

○農地法施行規則の一部を改正する省令(同二七)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二八)

○農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令(同二九)

○地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令(同三〇)

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令(農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

○電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令(経済産業二四)

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令(同二五)

○特定計量器検定検査規則等の一部を改正する等の省令(同二六)

○電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(同二七)

○電気事業会計規則の一部を改正する省令(同二八)

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令(同二九)

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令(同三〇)

○電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令(同三一)

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令(同三二)

○電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(同三三)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第一号及び第二十五条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求及び行政機関非識別加工情報の利用の手續に関する省令の一部を改正する省令(同三四)

○指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令(同三五)

○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令(同三六)

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令(経済産業・環境二)

○温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令(同三)

三三

二九

三二

三六

三〇

三〇

三三

三六

三一

三一

三三

三六

三二

三二

三三

三六

三三

三三

三三

三六

三四

三四

三三

三六

三五

三五

三三

三六

三六

三六

三三

三六

三七

三七

三三

三六

三八

三八

三三

三六

三九

三九

三三

三六

四〇

四〇

三三

三六

四一

四一

三三

三六

四二

四二

三三

三六

四三

四三

三三

三六

四四

四四

三三

三六

四五

四五

三三

三六

四六

四六

三三

三六

○農林水産省令第二十七号
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第九号、同条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）及び第五条第一項第八号並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条第一項、第十条第一項及び第十五条の二の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年三月三十一日
 農林水産大臣 金子原二郎

農地法施行規則の一部を改正する省令
 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項） 第二十七条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） 二 五（略） （農地の転用の制限の例外） 第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十三（略） 十四 地方公共団体（都道府県等を除く。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく土地開発公社をいう。以下同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は国（国が出資の額の全部を出資している法人を含む。）若しくは地方公共団体が出資の額の過半を出資している法人（国又は都道府県が作成した地域開発に関する計画で農林水産大臣が指定するもの（以下「指定計画」という。）に従つて工場、住宅又は流通業務施設の用に供される土地の造成の事業をその主たる事業として行うものに限る。）で農林水産大臣が指定するもの（以下「指定法人」という。）が市街化区域（指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域）内にある農地を農地以外のものにする場合 十五・十六（略） 十七 地方公共団体（都道府県等を除く。）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合 十八・十九（略） 二十 地方公共団体（都道府県等を除く。）が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項の規定による土地の発掘（同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の有無の確認又は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容その他の事項の把握を行うことを目的とした土地の試掘に係るものに限る。第五十三条第十九号において同じ。）を行うため農地を一時的に農地以外のものにする場合</p>	<p>（市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項） 第二十七条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 届出者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名） 二 五（略） （農地の転用の制限の例外） 第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十三（略） 十四 地方公共団体（都道府県等を除く。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく土地開発公社をいう。以下同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は国（国が出資の額の全部を出資している法人を含む。）若しくは地方公共団体が出資の額の過半を出資している法人（国又は都道府県が作成した地域開発に関する計画で農林水産大臣が指定するもの（以下「指定計画」という。）に従つて工場、住宅又は流通業務施設の用に供される土地の造成の事業をその主たる事業として行うものに限る。）で農林水産大臣が指定するもの（以下「指定法人」という。）が市街化区域（指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域）内にある農地を農地以外のものにする場合 十五・十六（略） 十七 地方公共団体（都道府県等を除く。）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合 十八・十九（略） （新設）</p>

(農地を転用するための許可申請)

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
- 二〇七 (略)

(農地を転用するための許可申請書の記載事項)

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 土地の所在、地番、地目及び面積
- 三〇七 (略)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条 (略)

2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一〇二 (略)
- (削る)

三 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一〇十一 (略)
- 十二 地方公共団体(都道府県等を除く)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合
- 十三〇十四 (略)
- 十五 地方公共団体(都道府県等を除く)又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 十六〇十八 (略)

十九 地方公共団体(都道府県等を除く)が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにし、又は採草放牧地を一時的に採草放牧地以外のもの(農地を除く。第五十七条の三において同じ。)にするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合

(農地を転用するための許可申請)

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 二〇七 (略)

(農地を転用するための許可申請書の記載事項)

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名)
- 二 土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通收穫高
- 三〇七 (略)

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条 (略)

2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一〇二 (略)

三 届出に係る農地又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにする行為が都市計画法第二十九条第一項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面

四 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一〇十一 (略)
- 十二 地方公共団体(都道府県等を除く)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合
- 十三〇十四 (略)
- 十五 地方公共団体(都道府県等を除く)又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合
- 十六〇十八 (略)

(新設)

十九 地方公共団体(都道府県等を除く)が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにし、又は採草放牧地を一時的に採草放牧地以外のもの(農地を除く。第五十七条の三において同じ。)にするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合

第五十七条の三 令第十五条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 申出があつてから公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものにする事又は当該申出に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、当該申出に係る農地利用集積計画に基づく農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 二 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請)

第五十七条の四 (略)

- 2 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第三十条第一号から第四号までに掲げる書類(同条第一号の書類については、法第三十三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。)
- 二(五) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号) 第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣 金子原二郎

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令 次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

(前年度収入額の算出)

第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域(以下「地域」と総称する。)別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの(以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。)に、当該交付前年度における対象農産物の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積(当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量(次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農産者に係るものをいう。))を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。)を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

- 一 米穀 対象農産者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するもの数量
- イ 対象農産者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。)第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規

改 正 前

(前年度収入額の算出)

第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域(以下「地域」と総称する。)別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの(以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。)に、当該交付前年度における対象農産物の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積(当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量(次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農産者に係るものをいう。))を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。)を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

- 一 米穀 対象農産者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するもの数量
- イ 交付前年度未までに、対象農産者が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。)第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規定による届